

明史西域傳于闐考

松村潤

明史西域傳は明代の西域史料として要を得たものであるが、これが引用に當つては、原史料を尋ね照合する必要がある。その叙述の中核となつてゐる明實錄は別として、その他の記事については、前代からの知識を除き、明代の新知見に關する限り、それが原史料からの直接の引用であらうと、間接の引用であらうと、その原史料となるものゝ數は極めて少いので、西域傳のそれぞれの項を、それ等原史料によつて、數箇の群に分けることが出来る。

西域一の「柳城・火州」、西域四の「撒馬兒罕・沙鹿海牙・達失干・塞藍・養夷・渴石・迭里迷・卜花兒・別失八里・哈烈・俺都准・八答黑商・于闐」も一群にまとめ得るものであつて、その中核となる原史料は陳誠・李暹の撰した「西域番國志」である。

ところで、この一群の中の一つである「于闐」については、その「西域番國志」に基いてゐる記事に種々疑問の點があるので、以下これについて述べて見よう。即ち、その關係記事を抄出すると、次の如くである。

大略葱嶺以南撒馬兒罕最大、以北于闐最大、元末時其主暗弱、鄰國交侵、人民僅萬計、悉避居山谷、生理蕭條、永樂中、西域憚天子威靈、咸修職貢、不敢擅相攻、于闐始獲休息、漸行賈諸蕃、復致富庶、桑麻黍禾宛然中土

右の記事は「西域番國志」から直接採つたとは思はれないが、これと同様の記事を載せてゐるものは頗る多い。^{註1)}即ち、嘉靖四

十二年（一五六四）の序のある、鄭曉の「皇明四夷考」巻下、于闐の項、萬曆の進士である何喬遠の「名山藏」王亨記五、西戎上、于闐國の項、同じく萬曆の進士である羅日裳の「咸賓錄」巻四、西夷、于闐の項、天啓元年の序のある、茅元儀の「武備志」占度載、度、四夷十三、西域諸國考、于闐の項、崇禎二年（一六二九）の序のある、茅瑞徵の「象胥錄」于闐國の項、皇明世法録の著者である陳仁錫の編した、崇禎五年（一六三二）に成つた「潛確居類書」巻十三、區宇部八、四夷二、西番、于闐國の項、崇禎七年（一六三四）に成つた、徐學聚の「國朝典彙」巻一百七十五、兵部三十九、西番、附諸西戎、于闐國の項、王圻の「續文獻通考」四裔考、西夷、于闐の項、清代に入つては、尤侗の「外國傳」巻六、于闐の項、及び乾隆四年（一七三九）に成つた、張廷玉の現行「明史」がそのまゝ踏襲してゐるところの、王鴻緒の「明史稿」列傳第二百五、西域四、于闐の項、並びに、この王鴻緒の「明史稿」を引用してゐる「古今圖書集成」方輿彙編、邊裔典第五十五卷、于闐部彙考一、明の項等を擧げることが出来る。これ等の中、直接「西域番國志」に據つてゐる、鄭曉の「皇明四夷考」を除くと、その他の諸書は、いづれも直接「西域番國志」に據つたものではなく、皆鄭曉の「皇明四夷考」から、直接に或ひは間接に引用したものである。しかも、それ等の諸書は「皇明四夷考」の記載を、そのまゝの文章で、又は幾分簡略にして引用してゐるものであつて、「皇明四夷考」以外の史料を参照してゐるものは一つもない。

ところで、「明史」の前掲の記事が、前述の諸書のいづれから引用せられたかを調べるに當つて、先づ明史西域傳の編纂の過程を、李晉華氏の「明史纂修考」^註に據つて見ると、現在「明史稿」と呼ばれてゐる、王鴻緒の「明史稿」の他に、更に二つの明史稿があつた。即ち、その一つは萬斯同の手に成るものであり、他の一つは北平圖書館の「四百十六卷本明史」と呼ばれる抄本である。然して、この「四百十六卷本明史」には西域傳の項目を缺いてゐるが、實はその外國傳の中に含まれてゐるのであり、それは尤侗の「西堂全集」に收められてゐる「外國傳」に他ならない。

さて、現行「明史」の于闐傳は、王鴻緒の「明史稿」のそれと同一であるし、又、萬斯同の「明史稿」の西域傳は、これを参照するを得ないから、今、尤侗の「外國傳」の于闐の項と「明史」于闐傳の項とを比較して見るに、その字句及び内容から考へて、後者が前者を参照したことは疑ひない。即ち、前掲の「明史」の記事の

大略葱嶺以南撒馬兒罕最大、以北于闐最大

の一句は、そのまゝの形で尤侗の「外國傳」に見えて居る。もつとも、この一句は茅瑞徵の「象胥錄」の于闐の項にも見えるが、これは尤侗の「外國傳」が専ら「象胥錄」に基いて居り、于闐の項に於ては、全くその刪節に過ぎない爲である。それ故、「明史」は直接「象胥錄」に據つたとも考へられる。或はその編纂の過程から考へて、尤侗の「外國傳」を通じて、間接的に「象胥錄」に據つたのかもしれない。又、「元末時其主暗弱」以下の記事と同様の内容のものが、「象胥錄」及び尤侗の「外國傳」に見えてゐるが、その記事は、いさゝか「明史」よりも簡略であり、「明史」が他の史料より採つたことは明かである。これは字句の一致といふ點から考へて、鄭曉の「皇明四夷考」に據つたに違ひない。前述した如く、この鄭曉の「皇明四夷考」は萬曆以後、極めて世に行はれたので、その中の記事は諸書に引用されてゐるが、「明史」の西域傳の各項と「皇明四夷考」とを比較したところから考へると、この「明史」の于闐の項の記事が直接「皇明四夷考」から採られたといふ推定は誤りないものと思はれる。又、尤侗の「外國傳」が據つた、茅瑞徵の「象胥錄」はその自序註3に見える如く、「皇明四夷考」の缺を補ふのを目的としたものであるが、「明史」の于闐の項の前掲の記事に關する限りは、「皇明四夷考」の記載をそのまま踏襲したもので、それ以外の史料を参照してゐない。それ故最初に抄出した「明史」于闐傳の記事については、たゞ、「西域番國志」と「皇明四夷考」の二つを採り上げて考證すればよい。以下この「西域番國志」と「皇明四夷考」について述べる。

さて、「西域番國志」は民國二十三年（一九三四）北平圖書館が天津の李氏の藏書を購入した際、同じく陳誠・李遷の撰である「西域行程記」と共に發見されたもので、かの「吾學編」の著者である鄭曉の舊藏に係る明鈔本である。^{註②}實錄永樂十三年十月癸巳の條に據ると

中官李達・吏部員外郎陳誠等使西域還、西域諸國、哈烈・撒馬兒罕・火州・土魯番・失刺思・俺都淮等處、各遣使貢文約西馬方物、誠上使西域記、所歷凡十七國、山川風俗物產悉備焉

^{註①}とあり、これにつゞけて、哈烈を始めとする西域諸國についての見聞が記載されてゐるが、これは右に見える陳誠が上つた「使西域記」から轉載したものに違ひない。ところで、大明一統志の撒馬兒罕・哈烈・亦力把力等の條下で、「陳誠西域記」として引用されてゐる記事、及び鄭曉の「皇明四夷考」の哈烈・撒馬兒罕・別失八里・俺都淮等の項の中で、永樂十二年の陳誠の西域奉使の見聞として述べられてゐる記事が、通行本である學海類編の「陳誠使西域記」の記載より遙かに詳密なものであることは、既に指摘せられてゐるところであり、且この學海類編本の「使西域記」が前述の實錄永樂十三年十月癸巳の條から抄出されたものであることは、その文章が殆ど一致する點から見ても誤りないところである。^{註②}ところで、この實錄に見える、陳誠の上つた「使西域記」の原本としては、「明史藝文志」、史部地理類に

陳誠西域行程記二卷

と見えるものが推定せられてゐた。この書については、黃虞稷の「千頃堂書目」卷八、史部には

陳誠西域行程記三卷

永樂十三年十月癸巳、中官李達・吏部員外郎陳誠等、使西域還、上使西域記、所歷凡十七國、山川風俗物產悉備とあり、又、吳騫の「拜經樓藏書題跋記」には

奉使西域行程記

右三卷、題行在吏部驗封清吏司員外郎臣陳誠・北京苑馬寺清河監副臣李暹謹進、前有正統十二年國史總裁王直序、後附胡廣周孟簡鄒綰送行詩序

とある。^(註8)この正統十二年の王直の序については、神田喜一郎博士が述べられてゐるが、「王文端公文集」卷十七に「西域行程記序」として載つてゐる。^(註9)又、萬曆の進士であつた嚴從簡の「殊域周咨錄」卷十五、哈烈の項にも

按西域種類繁多、古今更不一、難於考索、永樂中、前行人陳誠與戶部主事李暹、奉命招綏魯歷哈烈、凡西番數十國無不徧歷、宣布朝廷威德、既而各國遣使、隨誠等詣闕謝恩、往還凡三歷寒暑、備錄其所親山川土產人民物壤飲食衣服言語好尚之異、爲西域行程記獻之、詔付中館

とあり、實録に見える、陳誠の上つた「使西域記」は、當初から「西域行程記」と呼ばれたものと思はれる。ただ、その卷數については「明史藝文志」、及び焦竑の「國史經籍志」卷三では「陳誠西域行程記二卷」となつてゐるのに對し、先述の「千頃堂書目」・「拜經樓藏書題跋記」では三卷となつてゐるが、これは神田喜一郎博士が推定せられてゐる如く、後になつて卷末に附録として、「胡廣周孟簡鄒綰送行詩序」が一卷加はつたものと思はれる。^(註11)さて、北平圖書館で民國二十三年に發見せられ、民國二十六年に「北平圖書館善本叢書第一集」の中で影印刊行せられたところの「西域行程記」・「西域番國志」と題する二卷の明鈔本は、「拜經樓藏書題跋記」に見ゆる如く、「行在吏部驗封清吏司員外郎臣陳誠・北京苑馬寺清河監副臣李暹」の撰したものであり、その中の「西域行程記」は肅州から哈烈に至るまでの往路の日記であり、「西域番國志」は、その訪れた西域諸國の山川風俗物産を各國別に項を設けて記述したものである。この二卷を并せたものが前述の諸書目に見える「西域行程記」であることは、それ等諸書目の解題、並びに、王直の「西域行程記序」からもうかがはれる。「西域番國

志」なる書名については、榎一雄教授の御示教に據れば、錢曾の「讀書敏求記」卷二、及び「四庫總目提要」卷七十八、地理類存目七に、それについての注記、又は解題が、僅かに載つてゐるのみで、その流傳を絶つてゐたが、最近たまたま發見せられ、現在北京圖書館に藏せられてゐるといふ、鞏珍が宣德九年（一四三四）に撰した「西洋番國志^{註(12)}」と相對するもので、陳誠自ら附けた書名であらうとのことである。但し、書目に見える「西域行程記」の他に、「西域番國志」といふ書籍があつたわけではなく、その「西域行程記」二巻の中の一巻として存してゐたものであることは前に述べた如くである。

以上、北平圖書館善本叢書本の「西域行程記」・「西域番國志」の二巻を并せたものは、實錄永樂十三年十日癸巳の條に見ゆる、陳誠の上つた「使西域記」と同一の内容を持つてゐたと思はれるが、その實錄の記載と「西域番國志」とを比較して見るに、前者が後者から刪節したものであることは、その内容はもとより、記載の順序、字句の一致に到るまで軌を一にしており、疑ふ餘地がない様である。^{註(13)}

ところで、この陳誠・李暹の撰した「西域行程記」・「西域番國志」の二つの明鈔本が、謝國楨氏の跋を附して、「北平圖書館善本叢書第一集」に收められて印行せられる三年前、即ちこれ等の二書が發見せられた民國二十三年（一九三四）の同年の再貢半月刊第二卷、第三期・第四期に互つて、向達氏が序を附して「西域行程記」と題し、その全文を登載せられた。これは一種の校訂本であつて、その字句について註を施してゐる他、原本にない標題をも補つてゐる。これから採り上げて考證しようとする「西域番國志」の關係記事は、たまたま向達氏が「別失八里」、及び「于闐」といふ標題を補つたところであり、原鈔本では、「養夷」の項の中で一括して述べられてゐるところである。次にその關係記事を北平圖書館善本叢書本に據つて載せる。

養夷

養夷城在塞藍之東三百六十里、城居亂山間、東北有大溪水西流、一大川長數百里、多荒城遺址年久湮蕪、蓋其地界乎別失八里蒙古部落之間、更相侵犯、故人民無寧、不得安居、惟留戍卒數百人、守此孤城而已、別失八里地名沙漠間、今爲馬哈木氏王子主之、馬哈木蓋胡元之餘裔、前世錫封於此、不建城郭宮室、居無定向、惟順天時逐水草、牧牛馬以度歲月、故所居隨處設帳房、鋪氈屬、不避寒暑坐臥於地、……中略……、究其故疆、東連哈密、西至撒馬兒罕、西北至脫忽麻、北與瓦剌相接、南至于闐阿端云、于闐有河、中產玉石、哈石哈地面出寶石金銀桑麻禾粟、其封域之內、惟魯陳・火州・土爾番・哈石哈・阿力馬力數處略有城邑民居田園巷陌、其他處所雖有荒城故址、敗壁頽垣悉皆荒穢、人多居山谷間、蓋爲其國主微弱恐爲隣境相侵故也、度其地方、東西尙有五千餘里、南北不下千里、人民可以萬計、猶能知尊長其所長而無變態者、故豈不由其我前人積德乎

右の養夷の標題の下に述べられてゐる記事について、向達氏は、これを三分して、「惟留戍卒數百人、守此孤城而已」迄を養夷に係はるものとし、「別失八里地名沙漠間」以下、「南至于闐阿端云」迄の記事には、「別失八里」といふ標題を、又、「于闐有河」以下の記事には、「于闐」といふ標題を新に補はれた。即ち、このことは、「于闐有河」以下の記事を、陳誠の一行が于闐、即ちタリム盆地南邊のコータン地方を訪れた時の見聞と考へられたのではあるまいか。一方、この北平圖書館善本叢書本の「西域番國志」の原鈔本の舊藏者であり、恐らくこの原鈔本を参照して編纂したと思はれる、鄭曉の「皇明四夷考」于闐の項に於ても

十二年、吏部員外郎陳誠至其國、國主微弱、鄰國交侵、人民僅萬計、皆避居山谷間、境內惟火州・魯陳・哈失哈力・阿力稍有城邑、餘皆荒垣敗屋、生理極蕭索、永樂以後、西戎奉職貢、不敢輒相攻、始得休息、行賈諸番、遂富饒、桑麻禾黍宛如中土

とあるから、鄭曉(註14)も向達氏と同様に、「西域番國志」の養夷の項の「于闐有河」以下の記事を陳誠の于闐を訪れた際の見聞と考へた譯である。そして、この鄭曉の解釋が、そのまま「明史」の西域傳于闐の項に於て採り上げられたのであり、以後現在に到る迄、「明史」于闐傳のこの記事をもつて元末明初のコータン地方の狀況を傳へる史料として引用せられて來てゐる。然しながら、「西域番國志」の養夷の項の「于闐有河」以下の記事をもつて、陳誠の第一回西域奉使の見聞に據るものと考へるには、種々の疑問が存するやうである。

第一に、實錄永樂十三年十月癸巳の條の「西域番國志」から刪節した記載に於ては、「哈烈・撒馬兒罕・俺都准・八達商・迭里迷・沙鹿海牙・塞藍・渴石・養夷・別失八里・火州・柳城・土魯番・鹽澤・哈密・達失干・卜花兒」の十七項目を拾ふことが出来るが、于闐についての記事は、別失八里の記載にかけて、その終りに於て

其國人云、故疆東連哈密、西至撒馬兒罕、後爲帖木兒駙馬侵奪、今西至脫忽麻、北與瓦剌相接、東南抵于闐阿端、于闐有河、河水中產玉、又有哈石之地、亦產寶石金銀云

とあるだけで、「西域番國志」の「其封域之内」以下の記事は省かれてゐる。即ち、實錄の編纂者は「其封域之内」以下の記事を于闐に關する記事とせず、別失八里の記事と考へて、これを省いたと思はれる。若し、實錄の編纂者が「其封域之内」以下の記事をもつて、于闐に關する記事と考へたならば、これを省くとは思はれない。又、實錄に「誠上使西域記、所歴凡十七國、山川風俗物產悉備焉」とあるが、この十七國といふのは、實錄の編纂者が「西域番國志」に據つて拾ひ挙げたもので、その國名は、先に實錄から拾つた哈烈以下の十七項目が、それに當る。「明史」卜花兒傳に於て

永樂十三年、陳誠自西域還、所經哈烈・撒馬兒罕・別失八里・俺都准・八答黑商・迭里迷・沙鹿海牙・塞藍・渴石・養夷・火州・柳城・土魯番・鹽澤・哈密・達失干・卜花兒凡十七國、悉詳其山川人物風俗、爲使西域記以獻、以故中國得

考焉

と十七國の名を擧げてゐるが、「明史」西域傳の編年體の記述の部分は、すべて實錄に據つて記述されてゐる點から考へても、このト花兒傳の記事が、實錄永樂十三年十月癸巳の條に據つて書かれ、その十七國の名は實錄の同條から拾ひ出したものであると思はれる。勿論、この中の鹽澤は國名として取り上げるのは相應しくないかも知れないが、これは實錄の編纂者の解釋と考へるべきで、少くとも、實錄の記述の體裁から考へれば、「明史」ト花兒傳に擧げてゐる十七國の比定が妥當であらう。いづれにしても、實錄の編纂者が陳誠の訪れた十七國の中に于闐を入れてゐたと考へることは困難である。又、李賢等が、英宗の勅を奉じて撰し、天順五年（一四六一）に成つた「大明一統志」が、その亦力把力、撒馬兒罕、哈烈の項の「風俗」の條で「陳誠西域記」として、「西域番國志」の記事を引用してゐるにも拘らず、于闐の項に於て、その引用が見えないことは一應注目してよからう。註¹⁶

第二に、その「于闐有河」以下を、于闐についての一つの項目と考へる場合は、その他の項目と比較して、その記載の體裁が異なつてゐることに氣付くであらう。即ち、その他の項に於ては

養夷城在塞藍之東三百六十里

土爾番城在火州之西僅百里

の如く先づその國の位置を述べ、ついで説明を加へてゐるが、ここでは「于闐有河中產玉石」と唐突に始まつてゐる。しかも、それにつづけて「哈石哈地面出寶石金銀桑麻禾粟」と哈石哈、即ちカシュガルの説明に飛んでゐる。若し、その内容に關係なく考れば、「其封域之内」以下は于闐についての記載と考へるよりも、哈石哈についての記載と考へる方がより自然ではあるまいか。いづれにしてもその記載の體裁が、他の項目と異なつてゐる點は認め得よう。ところで、「其封域之内」

以下の文章を、その前の別失八里についての説明の延長と考へて、その間に見える「于闐有河、中産玉石、哈石哈地面出寶石金銀桑麻禾粟」とある記事は、別失八里の故疆の説明の中で「南至于闐・阿端云」と、註(17)たまたま于闐に觸れたので、古來その有名な玉について述べ、更に、その西の哈石哈に少しく觸れたものではあるまいか。先述した如く、實錄永樂十三年十月癸巳の條に於て、別失八里の項で「又有哈石之地、亦產寶石金銀云」と終つて、それ以下を省いてゐるのも、上述の見解に基くものと思はれる。又、「西域番國志」に於て、養夷の項にかけて記述し、ことさらに于闐の項を設けてゐないことも、上述の見解を裏づけるものではあるまいか。ところで、「西域番國志」の養夷の項の中に別失八里の記事が含まれてゐるのは、その記述が混亂してゐることを證據だてるものではないかといふかも知れない。事實、向達氏も「別失八里地名沙漠間」以下の記事の前には「別失八里」の標題を補ふべきであるとしてゐるし、確かに「養夷」といふ標題は「別失八里地名沙漠間」以下を含めるには不適當である。しかし、「西域番國志」に於て、養夷といふ標題のもとに、養夷城の説明につづけて、項を改めずに別失八里の説明をしてゐることは理解し得ないことではない。即ち、養夷城の説明の中に「其地界乎別失八里蒙古部落之間、更相侵犯」とある如く、養夷は別失八里、即ち東チャガタイ・ハン國の西端に位置し、ここより東に進むと別失八里の領域に入るのである。「西域番國志」の記載に於て、哈烈の項より渴石の項までは、テムール・ハン國についての記述であり、養夷以下魯陳までは、東チャガタイ・ハン國についての記述である。そして、養夷の項にかけて述べてある、先に抄出した一節は、東チャガタイ・ハン國の遊牧蒙古人の本據地註(18)についての記載と解すればよい。これ等東チャガタイ・ハン國の遊牧蒙古人達は「西域番國志」に見ゆる如く、その本俗を維持し帳房の生活を行つてゐたのであり、そのハンの帳房の置かれた別失八里の地にも城郭が設けられたわけではなく、テムール・ハン國の諸城郭都市とは全く趣きを異にしてゐたので、その西境に位置する養夷城をとりあげたのに關連して、その王の帳房の置かれた別失八里といふ地點を叙述す

るといふよりも、その遊牧蒙古人達の天山の北のステップ地帯に於ける、極めて相類似した遊牧生活の説明を加へたのであらう。ことさらに別失八里といふ標題を設けなかつたのも、かうした理由によるのではあるまいか。

第三に、その内容から見るに、「其封域之内」以下が于闐についての記事と考へると、「魯陳・火州・土爾番・哈石哈・阿力馬力」が于闐の封域内の城邑のあつた處となる。魯陳・火州・土爾番は、それぞれ天山の南、ハミの西のトルファン盆地のルクチュン、カラ・コーヂョ、トルファンであり、相接して並んでゐる。然るに、「西域番國志」の火州の項には「今爲馬哈木所隸」とあり、當時、實錄にその名の見えてゐる別失八里王馬哈麻、即ち東チャガタイ・ハンのムハマッドの封域内にあつたことは明かである。又、鹽澤の項に於ても

鹽澤在崖兒城之西、南去土爾番城三十餘里、城居平川中、廣不二里、居民百家、城中有高塚二處、環以林木、周以墻垣、蓋故國王黑的兒火者夫妻之墳、墳近有小塚云其平親睨愛之臣從葬也、城北有矮山產石鹽、堅白如石可琢磨、爲器以盛肉菜、不必和鹽、此鹽澤之名是也

とあり、トルファンの極めて近くの處に、先に述べた別失八里王馬哈麻の父である黑的兒火者、即ちザファル・ナーマ(註19)に見えるキジル・ホジャ夫妻の墓があつたらしい。タリキ・ラシイディに據れば、このキジル・ホジャは一三九七年テムールと和議を結んだ後、カラ・コージョ、トルファンに侵入してゐるが、實錄及びザファル・ナーマに據れば、キジル・ホジャが亡くなつたのは一三九九年頃のことであるから、永樂の始めには、既にトルファン盆地一帯は別失八里王、即ち東チャガタイ・ハンの勢力下にあつたと考へられる。因みに「明史」ト花兒傳に見える、陳誠が訪れた西域十七國の一つとして擧がつてゐる「鹽澤」といふのは上掲の記事に見える如く、トルファンの近くにある處であり、プレットシュナイダー氏(註20)が Lop-nor に比定してゐるのが誤りであることはいふまでもない。その次に見える、哈石哈は「皇明四夷考」の中で、鄭曉はこれを「哈

失哈力」と改めてゐるが、コータンの西に位置するカシュガルである。カシュガルはターリム盆地西極の最も繁榮を誇つた都市であつて、元末明初に於ては東チャガタイ・ハン國に屬してゐた。即ち陪臣であるドグラト家の支配するところであり、永樂十二年から十三年にかけての陳誠の第一回西域奉使の頃に於ては、かのフダイダッドの支配下にあつた。かうした事情については、タリキ・ラシイディに精しく述べられてゐるが、それに據れば、當時コータン地方は東チャガタイ・ハン國に屬してゐるものの、直接にはカシュガルの勢力下であり、東チャガタイ・ハンの權威は名目的なもので、ドグラト家のアミール達が實權を握つてゐた様である。次に見える、阿力馬力については、「西域行程記」の中で、陳誠の一行がイリ河に沿つて西へ下り、「阿力馬力口子」といふイリ河の渡し場に至り、ここから南下してインシク・クルの湖に出てゐる點から考へて、チンギス・ハンの第二子チャガタイが、そのオルドを設けたイリ溪谷の現在のクルチャの附近に、當時も阿力馬力城、即ちアルマリク城があつたと考へてよからう。このイリの溪谷のステップが遊牧蒙古人達の生活の本據であつたことは、チャガタイ・ハンの昔に於ても、明初に於ける當時に於ても、少しも變つてゐなかつた。註(四)ともかく、この阿力馬力を于闐の封域内にあつたとするには如何にしても出來ない。

第四に、

其他處所雖有荒城故址、敗壁頽垣、悉皆荒穢、人多居山谷間、蓋爲其國主微弱恐爲隣境相侵故也

といふ記事についてである。もとよりカシュガル、ヤルカンド、コータンを結ぶ、所謂南道の地に荒城故址が散在してゐることは幾多の探險隊の傳へるところであり、明初の當時に於ても同じ状態であつたことは、ミルザ・ハイダルもタリキ・ラシイディの中で述べてゐる。しかし、これ等が廢墟と化した年代は、それを遙かにさかのぼる時代であつて、元末明初に於てこの地方が戰亂の中心となつたといふ記録はない。佐口透氏は「元代のターリム南邊地帯」と題する論文の中で、コータン

地方がカイヅの叛亂の際、相當の被害を受けたにせよ、これは日ならずして回復し、タールム南邊地帯に於ける元朝の經濟活動の中樞であつたことを述べられてゐる。そしてこれにつづけて「十四世紀には元朝の實力が此の地方にも及ばず、次第に政治的無秩序狀態に陥つたらしい。」と元末明初の狀況にも言及せられてゐるが、かうした推測の唯一の根據となつてゐるのは「明史」西域傳の于闐の項の記事の中の「西域番國志」の上掲の記事に基いてゐる部分であるから、これが于闐について當時の狀況を示す記事でないとなれば、當然その根據は失はれる。一方これを別失八里の明初の狀況を傳へるものとすれば、容易に理解し得るものである。即ち東西に分れたチャガタイ・ハン國を再び統一したトグルク・テムールの死後、その子イリヤス・ホジャは、かのテムールに逐はれ、再びマヴァール・ウンナフルを喪つて、ジャタの地に逼塞するが、このイリヤス・ホジャを暗殺した、ドグラト家の一族であるカマル・ウデインがハン位を篡奪するや、テムールのこれに對する攻撃は極めて急で、前後七回に互るジャタ遠征を一三七〇年から一三八三年にかけて行つてゐることは、ザファル・ナーマに精しい。^{註(23)}この戰場の中心がイシツク・クルからイリの溪谷に互るモグーリスタンの本地、即ちジャタの地であり、この戰亂によつて荒廢に歸したであらうことは想像に難くない。「西域番國志」に於ても、その兩國の境に位置したイシツク・クルの西、サイラムの東、タラス河の上流に位置したと思はれる養夷の地について、荒城遺址が多く、これはこの地が兩國の境に位置した爲、その戰亂によつて人民が安居することが出来なかつたことによるのだらうと述べてゐる。このテムールの七回に互るジャタ遠征によつて、カマル・ウデインが没落した後も、決してテムールの侵略は終つたのでなく、トグルク・テムールの子であり、イリヤス・ホジャの弟であるキジル・ホジャ、即ち實錄に見える別失八里王黒的兒火者がハン位に即いた後もその侵入は激しく、殊に一三八九年には遠くイルティシユ河のほとりにあつた、キジル・ホジャの王帳を襲つたのみならず、テムール自身イミール河畔のアイマル・グジュにそのオールドを建て、ここより四方に分れてモグーリスタン

を徹底的に侵略したのであり、かくて遂にキジル・ホジャは降伏を申し出たのである。キジル・ホジャが、そのモグーリス
タンの本地を西に向ひ、ウイグリスタンの方へ近づいた、イリ河の上流クングス河の奥に王帳を移したのは、こうしたチム
ールからの壓迫を避けたのであらう。その後一三九七年にキジル・ホジャは彼の娘をチムールに與へ和議を結んでゐるが、
これによつて一應の平和はもたらされたにせよ、モグーリスタンの荒廢は甚しいものがあつたと思はれる。一三九九年頃キ
ジル・ホジャが亡くなつて、その子シャマ・ジハン、即ち實錄に見える沙迷查干がハン位を即いだが、かのチムールの明へ
の遠征はこの間に企てられてゐる。ともかく、チムールがこの遠征の途上、一四〇五年（永樂三年）オトラルで没する迄は、
全くチムールの壓迫下に東チャガタイ・ハン國はあつたのである。その後一四〇七年シャマ・ジハンが亡くなり、ムハマッ
ド、即ち實錄に見ゆる馬哈麻がハン位に即いたが、陳誠の一行が往路に訪れたのは、このムハマッド・ハンの時である。註(24)當
時はチムールの侵略による痛手から回復するには未だ日が淺い上に、チムール・ハン國との争ひも全く止まつたわけではな
かつた。先にも述べたが、「西域番國志」にその兩國の境にあつた養夷について

一大川長數百里、荒城遺址年久湮蕪、蓋其地界乎別失八里蒙古部落之間、更相侵犯、故人民無寧、不得安居
とあるのは、こうした事情を傳へたものであり、前掲の記事と符節を合する。それ故前掲の記事をもつて、于闐についての
記事でなく、別失八里、即ち東チャガタイ・ハン國の本地であるモグーリスタンについての陳誠等の見聞であると解するこ
とは牽強附會であると思はれない。

第五に、「度其地方、東西尙有五千餘里、南北不下千里」とあるが、これは于闐がその封域として、「魯陳・火州・土爾番
・哈石哈・阿力馬力」を有して居たとすれば別問題であるが、さうした事實は上述した如く、とても認め得ないことである。
假に于闐が、その南道に覇を誇つた時代の疆域によつて考へるにしても、それは「洛陽伽藍記」に見ゆる如く「東西不過三

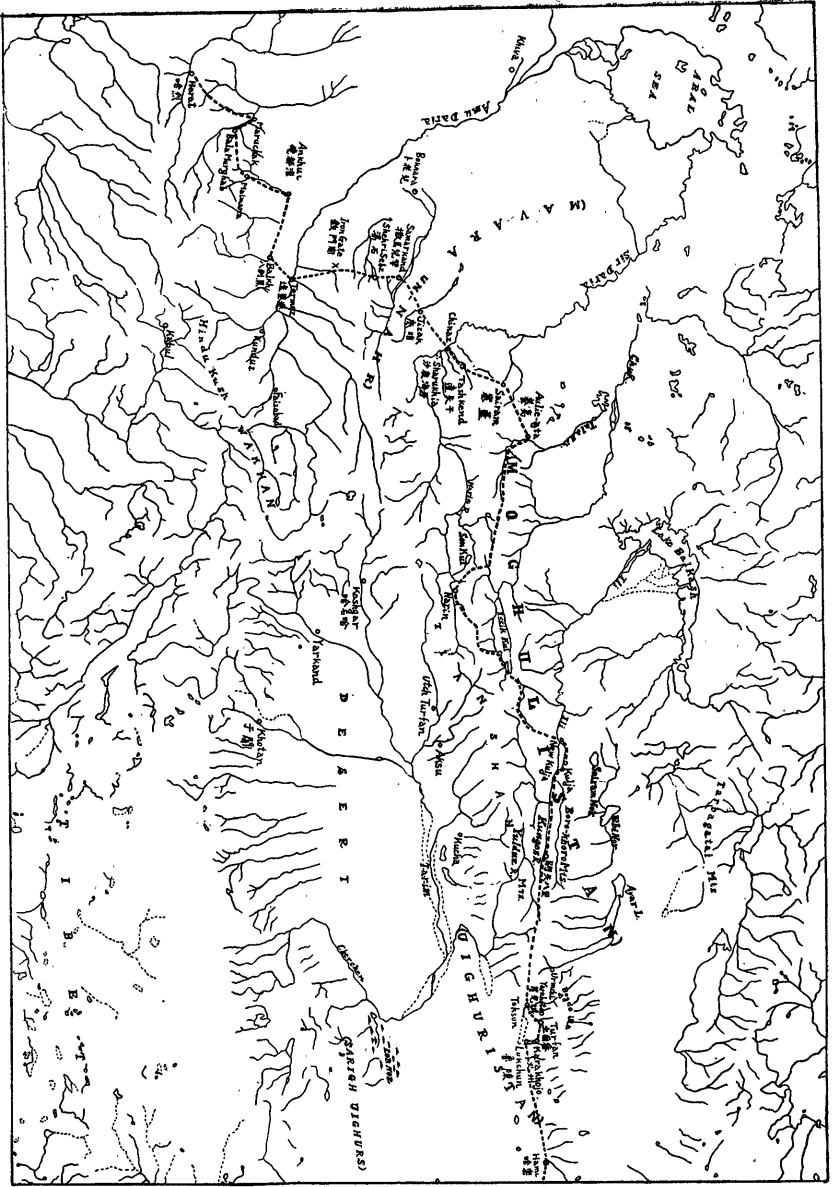
千餘里」ものではあるまいか。いづれにしても明代に先立つ元代に於けるコータン地方はマルコ・ポーロも傳へる様に、元朝の支配下に屬し、その土着政權の下に城郭都市として繁榮してゐた様ではあるが、その勢力はその周邊に限られてゐたらしい。^{註(9)}またその後は東チャガタイ・ハンの陪臣ドグラト家の支配下に入り、實際にはカシュガルの勢力下にあつたことは先述した。一方、別失八里、即ち東チャガタイ・ハン國の領域とすれば、東はトルファン盆地、西はイシツク・クルからタラス河の上流に及ぶし、南はカシュガル、コータンに至るとすれば、「度其地方、東西尙有五千餘里、南北不下千里、人民可_レ以萬計」といふのも適切なる表現と思はれる。

第六に、「猶能知尊長其所長而無變態者、故豈不由其我前人積德乎」とある記事についてであるが、これ又、別失八里、即ち東チャガタイ・ハン國についての記事とすれば容易に理解し得るところである。即ちチンギス・ハンの次子チャガタイの血統は連綿として續き、東チャガタイ・ハンとしてチンギス・ハンの直系たる權威と尊敬とを受けてゐたことは、明かな事實であり、その後も遊牧蒙古人の間に於て、その傳統は維持されてゐる。一方、明代の于闐に於てかくの如きことがあつたかどうかは、その徴すべき記録がない。

最後に、陳誠等の一行の永樂十一年から十三年に及ぶ、その西域奉使の道筋を「西域行程記」及び「西域番國志」に據つてたどり、果して、ブレットシユナイダー氏等が比定してゐる如く、ヘラットからの歸途、バダクシャン、カシュガル、コータンを通つたかどうかを調べて見よう。^{註(10)}

實錄永樂十一年九月甲午の條に據ると

遣中官李達・吏部員外郎陳誠・戶部主事李暹・指揮金哈藍伯、護送哈烈等處使臣還、就賫勅并文綺紗羅布帛等、賜哈烈
・撒馬兒罕等處王子、報其來貢之勤也



參考圖

とあり、その奉使の目的は明かである。即ち李達を正使とし、陳誠・李暹は、その副使として、永樂十一年九月に京師を出發したと思はれるが、その陳誠・李暹の撰した「西域行程記」は、一行が永樂十二年正月十三日、陝西行都司肅州衛城を出發した時より、日記體で記録されてゐる。即ち二日九日に哈密、即ちコムルに到り、哈密城の近くに五日留つた後、同月二十五日にトルファン盆地の魯陳城、即ちルクチュン、三月一日に火州城、即ちカラ・コージョ、五日に土爾番、即ちトルファンを訪れ、ついで、その城西三十里にある崖兒城、即ちヤール・ホトに十七日間滞在し、三月二十四日にここを出發したが、一行は二隊に分れ、陳誠・李暹を含むと思はれる一隊は別失八里王馬哈木の帳房を訪れる爲に、道を南に取りトクスンの方に向つた。他の一隊は恐らく道を北に取つてヤール・ホトからボグド・オラの西を越えてウルムチに行き、マナスを通り、ボロホロ山脈の北麓を経て南下し、イリ河畔のクルジャ附近に出たと思はれる。さて陳誠等のトクスンに向つた一行は西に向つて道を進め、天山山脈の、イリ河の上流クングス河の分水嶺となるあたりを越えて、クングス河に沿つて西行し、四月十九日に馬哈木王の帳房にたどりついてゐる。ここに十三日留まつた後、更に西行してイリ河の本流へ出て、五月十五日に、先に述べたヤール・ホトからウルムチに出てボロホロ山脈の北麓を通り、南下してイリ河畔に出る北路と、陳誠等の一行の取つた南路との合流點に着いてゐる。この地點は恐らくクルジャではあるまいか。ここより百戸の哈三といふものを京師に遣はしてゐる。ここから二百里近く、即ち約三日の行程で、五月十九日に阿力馬力口子といふところに出てゐる。阿力馬力城が、この程遠からぬところにあつたであらうことは想像に難くない。いづれにしてもニュー・クルジャの附近と思はれる。さて一行は阿力馬力口子から道を西南に向け、山を越えて、平川に沿つて西行し、再び山を越えて、六月四日にイシク・クルの東端に着いてゐる。恐らく現在のカラコル附近と思はれる。その後二日イシク・クルの南岸に沿つて西行し、今度は西南に道を變へて、山峽に入り、ついで尾根を傳つて西行し、ついで山を南下してシル河の上流であるナリン河

の支流に出、西南に向ひ、再び塔兒塔石打班といふ高山を越え、六月の十一日に哈刺烏只といふところで、忽歹達の帳房を訪れてゐる。この地はナリンの近くに比定してよいと思ふ。この忽歹達については、實錄永樂十四年二月壬寅の條に

又聞、別失八里頭目忽歹達、事其主四世、國人信服、今能贊輔納黑失只罕、亦賜鹽書綵幣嘉勞之

と見えるが、これこそタリキ・ラシイデイに六世に仕へたと見える、ドグラト家のフダイダッドである。タリキ・ラシイデイに據れば、このフダイダッドは當時アルテイ・シャフル、又はマンガライ・スヤと呼ばれてゐた、庫車以西のターリム盆地を、その勢力下に收め、權威並ぶものがなかつた。永樂十八年（一四二〇）に來貢したシャールフの遣使、シャイディ・ホジャの紀行にも、この一行が、その途次矢張フダイダッドを訪れてゐることが見える。恐らく陳誠が訪れたと同じ地點であると思はれる。さて陳誠の一行は三日滞在した後、今度は北行し、インツク・クルとソン・クルの間を東西に走る山系を越えて、インツク・クルに注ぐカシユカル河を西へさかのぼり、その分水嶺を越えて、タラス河の峡谷に到り、この峡谷を西行し、現在のオーリエ・アタに比定されてゐる養夷城に六月二十六日に到着してゐる。ここより西南行して、サイラムから西五十里の地點で、先にヤール・ホトで別れて、北に向ひ、ウルムチからポロホロ山脈の北麓を進んで行つた北路の一行が待合せてあり、再び合流してゐる。かくて七月二日に塞藍城、即ちサイラムに到り、ついで、七日に達失干城、即ちタシユケントに三泊し、そこから西南に向つて進み、シル河の東岸に到つてゐる。「西域行程記」に於て、「至一渾河、地名大站、有船五六隻可渡」とあるが、この「大站」とあるのは「火站」の誤りに違ひない。即ちシル河の別名であるホーシエンドを寫したものであり、ここで「地名大站」としてゐるのは、いささか疑問である。ホーシエンドといふ都市も同じくシル河に臨んでゐるが、これはタシユケントの東南に位置する。又、その後シル河を渡つて、シャールクキヤの西の砂漠を過ぎてゐる點からも、これは地名ではなく、「河名火站」と訂正さるべきである。即ち一行がシル河を渡つたところは、現在のチナー

ズに比定してよいだらう。さて、この地點で一行の中から、沙鹿黒業の頭目に賞賜する爲に幾人かを遣してゐるが、この沙鹿黒業はチナイズの少し南に、現在もチムールが一三九二年に、その子シャールフに與へたといふシャールクキヤと呼ばれた都市の廢墟に比定されてゐる處があるから、その地點に比定してよい。「西域番國志」に於ては、沙鹿海牙と寫されてゐる。シル河を渡つた後、一行は先に觸れた、シャールクキヤの西の二百餘里に互る砂漠を渡り、更に西南行して、七月二十一日に撒馬兒罕城、即ちサマルカンドに到つてゐる。當時、ここにはかの學者として名高いウルグ・ベグが君臨してゐたのである。十日滞在した後、更に西南に向ひ、八月五日、渴石城に着いてゐる。このカシユはチムール誕生の地であり、現在のシェリイ・セブズである。ここを過ぎて南に向ひ、八月十一日に鐵門關に到つてゐる。これについては「西域番國志」の「渴石」の項に

又西去三百餘里、有大山屹立、界分南北、中有石峽、略通東西、石壁懸崖高數十丈、若如斧齊、路深二三里、出峽口有門、名鐵門關

とある。この鐵門關は西方ベルシャ及びインドからサマルカンドに至る交通の幹線に位置し、サマルカンドの關門であつたのであり、古來東西の紀行にその名を多く殘して居る點で名高い。ここより南下してアム河の東岸の迭里迷に八月十五日に到着してゐる。このテルミズはザファル・ナーマに屢々出て來る地名で、チムールがサマルカンドから、ヘラット及びベルシャへの出征の途次、常にカシユから鐵門關を過ぎて、テルミズに於てアム河を渡つてゐる。しかし後代になるとその渡した場は西に移り幹線から外れてしまつたらしい。一行は八月十八日にアム河を渡り、西南に向ひ、二十日に八刺黒城に着いてゐる。この八刺黒については、「西域番國志」にその記載があるが、この記事を刪節した實錄永樂十三年十月癸巳の條では八刺黒を改めて八達商としてゐる。八達商はザファル・ナーマやタリキ・ラシイディに屢々出てくるバダクシャンであり、

ファイザバッドの東、バハラックの平野に位置してゐる。しかし「西域行程記」の記載から見るに、テルミズからアム河を渡つて、西南に向ひ、約二百里、三日の行程で八刺黒に着いてゐるのであるから、これは複一雄教授の比定される如く、バルフであり、實録の改訂は正しくない。バルフに二日留まつた後、今度は西に向ひ、翌二十三日に渴石といふところに一泊してゐるが、先にサマルカンドから鐵門關への途中通つた渴石とは名を同じくするだけに過ぎない。「西域番國志」の渴石の項の記事は先のシェリイ・セブズについてのものである。その後西北に進み二十八日に俺都淮城に到つてゐる。これはフラサーンの地にあるアンデュイである。ここに三日留まり、ここより西南に向つて、ヘラットに進んだのであるが、途中車扯柔といふところで九月十二日より二十八日迄滞在し、シャー・ルフの歸還を待つて、再び行を進め、西に百四十里行つて、馬刺奥といふところに到つてゐる。これはムルガブ河の上流のバラ・ムルガブではないかと思はれる。ここからムルガブ河に沿つて西へ行き馬刺綽、即ちマルシャックから南下し、このムルガブ河の支流のカシャン河の岸の色志兒革に至り、更に南下して、ヘラットの北に東西に連なる山脈を越え、閏九月十四日に哈烈城、即ちチムールの子、シャー・ルフの居城であるヘラットに到着した。以上が「西域行程記」に據つてたどつた陳誠等の往路の道筋についての大略である。細い點の考證については項を改めて發表したいと思つてゐるが、參考圖によつて、その大體をうかがふことが出来る。次に「西域番國志」の項目を列擧すると、「哈烈・撒馬兒罕・俺都淮・八刺黒・迭里迷・沙鹿海牙・塞藍・渴石・養夷・〔別失八里〕・土爾番・崖兒城・鹽澤・火州・魯陳・哈密・達失干・ト花兒」となつてゐる。この記載の順序は、先述した往路を逆にたどつたものと思はれるが、極めて混亂してゐる。しかし迭里迷と塞藍の項の間に渴石・撒馬兒罕・ト花兒・沙鹿海牙・達失干の順に入れ代へれば一應整ふのではあるまいか。この中で、先に述べた往路の道筋からはづれてゐるものとして沙鹿海牙とト花兒の二つがある。この中沙鹿海牙については、先に述べた如く、一行がタシュケントからサマルカンドに向ふ途中、シル河

を渡る際に、別に人を派遣して訪れさせたことが見えてゐるから問題はない。たゞト花兒については全く「西域行程記」に記載がないので、これは推測に止まるが、往路、又は歸路のサマルカンド滞在中に一行の何人かを派遣して、その西のト花兒、即ちボヘーラの頭目に賞賜したのではあるまいか。沙鹿海牙とト花兒は陳誠が直接訪れたのではなく、一行の中のそれ等の處に派遣せられた人の見聞によると思はれる。この様に考へて見ると「西域番國志」の記載は、「西域行程記」と表裏一體をなしてゐるもので、兩者を并せることによつて、當時の西域諸國の狀態並びに交通路をはつきりと知ることが出来る。それ故、歸路も全く往路を逆にたどつたと推測するのである。若し假に歸路に於てバダクシャンよりカシユガル、コータンにぬけたとしても、この「西域番國志」の記載は全く往路の見聞によつて書かれたものであつて、歸路の見聞は少しも加へられなかつたと考へざるを得ない。しかし、こうした推定は困難で、若し南道を通れば當然その記載がなされたに違ひない。ところで、その歸路南道によらず、再び別失八里、即ちボロホロ山脈の南イリ河の上流のクンダス河の流域の地點を訪れたと思はれる證據として、「西域番國志」の中の「別失八里地名沙漠間、今爲馬哈木氏王子主之」といふ記事を擧げることが出来る。ここで別失八里を上述の地に比定したのは、「西域行程記」の三月二十四日の項に「由崖兒城南、順水出山峽、向西南行、以馬哈木王見居山南、遂分南北兩路」とある如く馬哈木王が山南に居るといふ點と、南路に進んだ陳誠一行のトクスン以後の先述した如き道筋、及び馬哈木王の帳房に到る四日前、即ち四月十五日の項に「北行過一山、約行五十餘里、下山東西一大川、有河水西流、地名孔葛思」とある記事に基いたのであるが、ほぼ誤りないと思はれる。ところで「西域行程記」では「馬哈木王帳房」とあり、決して「馬哈木氏王子主之」といふことは傳へてゐない。一方、實錄永樂十四年二月壬寅の條によると、「別失八里王馬哈麻姪納黑失只罕遣使哈只等貢馬及方物、且馬哈麻卒無子」とあり、馬哈木王はその前年の永樂十三年に亡くなつたらしい。アブドゥル・ラザックも一四一五年、即ち永樂十三年にモグーリスタンのハンである

ムハマッドが亡くなり、シャマ・ジハンの子ナクシィ・ジハンがハン位を繼いだことを傳へてゐる。實録では、ムハマッドに子がなかつた様に傳へてゐるが、これは誤りで、タリキ・ラシディの傳へる如くシャマ・ムハマッドといふ子があつた。かのシャー・ルフの使も、このシャー・ムハマッドにビルグトゥといふ處から程遠くない地點で會つてゐるが、そこから五日の行程でユルツスの地に出てゐる點からも、その地點はクングス河のほとりの、陳誠の一行がムハマッドの帳房を訪れた地點と同一であると思はれる。さて陳誠の一行が往路に於て謁した馬哈木王は永樂十三年の始めに亡くなり、ハン位は馬哈木王の姪、納黑失只罕が承け繼いだ。馬哈木王の帳房は、そのまゝ馬哈木王の王子、シャー・ムハマッドが治めてゐたのである。先の納黑失只罕は在位僅か二年で永樂十五年に、甥のヴァイスに殺され、ハン位を篡奪されるが、これと同時にシャー・ムハマッドも亦ハン位に即いて、亦力把里によつたヴァイス、即ち實録に見える歪思と對立したらしい。先の永樂十八年（一四二〇）にシャー・ムハマッドを訪れた、シャー・ルフの遣使も、このシャー・ムハマッドがこの種族の王であつたと傳へてゐる。こうしたこと考へると、「西域番國志」の「今馬哈木氏王子主之」とあるのは、永樂十三年の初頭の、馬哈木王が亡くなつた後の状況を傳へたものではあるまいか。即ちこのことは陳誠等一行の歸路の見聞に基くと思はれる。

以上、「西域番國志」の養夷の項の「于闐有河」以下の記事を、陳誠の永樂十一年から十三年にかけての第一回西域奉使の際に於て于闐を訪れた時の見聞録とすることは誤りであつて、實は別失八里についての見聞であることを考證し得たと信ずる次第である。それ故、「于闐有河」以下の記事を、陳誠が于闐を訪れた際の見聞であると誤解して記載した、鄭曉の「皇明四夷考」の于闐についての記事は當然訂正されねばならない。鄭曉がかうした誤解を犯した原因としては、明初の西域諸國について、特に東チャガタイ・ハン國の状況について正確な知識がなかつたこと、于闐は大國であるといふ先入観があつたことに基くと考へられる。「皇明四夷考」の誤解をそのまゝ踏襲したそれ以後の諸書はもとより、頭初に掲げた「明

史」于闐傳の記事も亦訂正されねばならない。

註

(1) 明代の西域に關する書籍については、黃虞稷の「千頃堂書目」、焦竑の「國史經籍志」、及び「四庫總目提要」などの書目があるが、朱士嘉氏の「明代四裔書目」(禹貢半月刊第五卷第三、四合期所載)も参考となる。

(2) 燕京學報專號之三、民國二十二年十二月

(3) 「鄭端簡公吾學編所次四夷考、精核簡嚴、居然良史、而根據多略、且編纂亦止於世廟、余往在職方間、按歷代史牒及耳目近年稍爲增定、以訖萬曆紀年」

(4) 禹貢半月刊第二卷第三期所載「西域行程記」の向達氏の序に「原抄本線絲闌、版心上有獨寤園稿、下有淡泉書屋四字、兩者皆海寧鄭端簡公讀書之所、鄭公會著四夷考、此冊或其所抄以供取材之用者也、原本舊藏秀水朱氏潛彩堂、今歸圖書館」とある。なほ國立北平圖書館善本叢書第一集に影印して收められてゐる「西域行程記」の謝國楨氏の跋には「有秀水朱氏潛彩堂圖書、朱昆田曾觀是書大略朱文印」とある。それ故朱昆田或ひはその父の朱彝尊の文集を涉獵すれば「西域行程記」「西域番國志」についての考證があるかも知れない。

(5) 實錄の記事はすべて江蘇國學圖書館傳鈔本明實錄の影印本によつて檢索した。字句の明瞭なる誤り、例へば「史部員外部陳誠」となつてゐる如きは、これを訂正した。

(6) 陳誠については、神田喜一郎博士の「明の陳誠の使西域記に就いて」(東洋學報林所載)と題せられる論文に精しい。陳誠の傳は「明史稿」卷一百二十八、列傳二十三の傅安傳の附傳及び「吉安府志」「吉水縣志」に見える。神田博士の論文の中には内閣文庫所藏の順治重修本によつて引かれてゐるが、東洋文庫所藏の乾隆四十一年及び光緒二年のものと同當異つてゐる。次に乾隆四十一年の清の高晉・盧崧等の撰したものに據つて掲げる。

陳誠字子魯、吉水人、洪武進士、初授行人司、出使安南諭蠻、却其餽送銀幣、復命陞翰林檢討、建文朝出爲廣東參議、永樂初謫居撫州、踰年起爲吏部主事督員外郎、時西域撒馬兒罕・哈烈等國皆遣使入貢、命誠往報、撰西域志上之、陞本司郎中、累官布政使參政、凡三使西番、皆不辱命、洪熙中以老告歸、所著有竹山集(竹山自記)按陳誠事蹟、林志及吉州人文紀皆略、白志改撰

猶、この終りの一句については光緒本によれば

盧志按云、陳誠事蹟、林通志及吉州人文紀錄不詳、白通志改撰

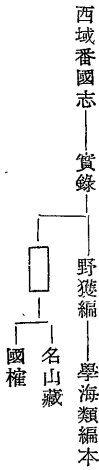
となつてゐる。又、東洋文庫所藏の光緒元年の清の陳長吉・胡宗元等の撰になる「吉水縣志」の陳誠の傳は順治重修本の「吉安府志」と同じい。

(7) 大明一統志と實錄永樂十三年十月癸巳の條、及びこれに基い

てゐる學海類編の陳誠の使西域記との比較は、既に羽田亨博士が「華夷譯語の編者馬沙亦黑」(東洋學報第七卷第三號、大正六年九月)と題する論文の中で觸れられてゐる。その後、更に神田博士が前述の論文の中で精説され、左の様な系統圖を作られてゐる。



しかしこれ等の他に談遷の「國權」の永樂十三年十月癸巳の條の記事を参照する必要がある。この「國權」については、謝國楨氏の「晚明史籍考」及び鴛淵一氏の「奉天の國權について」(東洋史研究八二、昭和十八年六月)を参照せられたらよいが、從來その崇禎以下の記録は別としてそれ以前は實錄の字句の誤りを訂正するにとどまるものとされてゐたが、少くとも永樂十三年十月癸巳の條に關する限りは全くその記載を異にしてゐる。即ちその記載は實錄—野獲編—學海類編本とながる一連の系統と異なり、名山藏の記事と酷似してゐる。それ故右に記した神田博士の系統圖は、更に次の様に變へられる。



ともかく、國權については、崇禎以前の記録について精査する必要がある。

(8) 蘇州護龍街中文學山房印行の「拜經樓藏書題跋記」では李暹が李遷に、王直が尹直になつてゐるが、神田博士の東洋學說林

明史西域傳子闕考 松村

の論文によつて改めた。

(9) なほ神田博士の前註の論文に示されてゐるが、明の王直の「軍編王文端公文集」卷十五の「贈李郎中使西域序」と題する一文は李暹の傳を知るに重要な史料である。

(10) 「殊域周咨錄」に於ては、その中に見える「西域行程記」、即ち北平圖書館善本叢書本の「西域番國志」を直接参照してゐない。このことについては後註で述べる。なほ「詔付中館」とあるのは史館の誤りである。

(11) 東洋學說林(昭和二十三年十一月)四十七頁參照。

(12) 石田幹之助氏「南海に關する支那史料」二九一頁—二九三頁、方回氏「記叢珍西洋番國志」歷史研究一九五四年第二期參照。

(13) 「西域番國志」沙鹿海牙の項の中に「西北臨山與河、河名水站」とある。これは本文で後に考證するが「火站」の誤りである。「國權」、「名山藏」、「野獲編」、「學海類編」では「火站」と改められてゐるが、「實錄」及び直接「西域番國志」に據つた鄭曉の「皇明四夷考」沙鹿海牙の項では「水站」となつてゐる。

(14) 「哈失哈力阿力」は「西域番國志」の「哈石哈阿力馬力」に對應するが、「阿力馬力」を寫し誤つて「力阿力」としたとは思へない。即ち鄭曉は他の項でカンユガルを「哈失哈力」となつきり寫してゐるから、「哈石哈」を改めて「哈失哈力」となし、「阿力馬力」を改めて「阿力」としたと思はれる。恐らくアルマリツクを子闕の封域とするのは都合が悪いので「阿力」としたのではあるまいか。但し、この「阿力」がどこの地を示

すものか全く不明である。

- (15) 北平圖書館善本叢書本には「西域行程記」「西域番國志」の明鈔本の影印の他に、謝國楨氏の跋、及び「野獲編」に見える沈德符の「使西域記跋」が加はつてゐるが、更に「西域番國志目次」なるものがある。これも謝國楨氏の手になると思はれるが、これにも「別失八里」「于闐」の項が見える。

- (16) 明代の于闐について、その項目を設けて記載してゐるもので、本文の「西域番國志」から抄出した記事に觸れてゐないものとしては、嚴從簡の「殊域周咨錄」、程百二の「方輿勝略」、陸應陽の「廣輿記」等を「大明一統志」の他に擧げることが出来るが、これ等はいづれも「西域番國志」の記事に關しては、「大明一統志」から採つてゐる。なほ「大明會典」にも見えないが、これの西域に關する記事はあまりにも簡略でうかがひ得なら。嚴從簡の「殊域周咨錄」には萬曆二年の序がある。嚴從簡は行人司に在り、その記録も他書と異なる史料に據つてゐるのゝ重要である。しかし于闐については参照するに足るところはないやうである。程百二の「方輿勝略」については、禹貢半月刊第五卷、第三・四合期の李晉華氏の「方輿勝略提要」、陳觀勝氏の「方輿勝略中各國度分表之校訂」及びその「附録」を参照せられたい。

- (17) この阿端は「明史」西域傳の中に見える阿端衛の地であり、ユータンの東の撒里畏兀兒の地である。勿論、阿端も于闐も、又元史に見える兀端、忽炭、幹端などすべてユータンを寫した

ものに違ひない。しかし、明實錄では于闐と阿端とは使ひわけて、ユータンを指す時には于闐を使ひ、阿端とある時はユータンの東のサリウイグルの地の阿端衛を指してゐる。

- (18) N. Elias & E. D. Ross: A History of the Moghuls of Central Asia の Introduction の Section III: The land of the moghuls を参照せられたら。以下本文の Tarkh-i-Rashidi に關する記事はすべてこの中の E. D. Ross の翻譯に據つた。

- (19) ザフナー・ナーヤ (Zafar-Nama) は Sherif Addyn Aly Yezi の著であるが、私著ではなく、チャールの孫 Mirzā Ibrahim Sultan の保護のもとに編纂せられたもので、その完成したのは一四二五年のことである。以下本文に於ける引用はすべて Péris de la Croix の翻譯と、かゝる Histoire de Timur-Bec. (Paris 1722) に據つた。

- (20) Dr. E. Breitschneider: Mediaeval Researches from Eastern Asiatic Sources. Vol. II, pp. 147~148.

- (21) マルマリアットの位置については、註の (18) (19) (20) の三書を参照せられたい。なほ、佐口透氏の「チャガタイ・ハンとその時代」(東洋學報第二十九卷一・二號)にその比定が見えてゐる。

- (22) 北亞細亞學報第二輯(昭和十六年十二月)三三〇頁—三三九頁

- (23) Péris de la Croix: ibid. Tome II.

VII. Marche de l'armée de Timur au pays des Gètes.

VIII. Seconde expedition de Timur contre les Gètes.

XIV. Marche de Timur au pays des Getes.

XVII. Quatrième expedition de Timur au Royaume de Getes.

XIX. Cinquième expedition de Timur contre les Getes.

XX. Sixième expedition de Timur au pays des Getes contre Camaruddin.

XII. Timur envoie pour la septième fois une armée contre le pays des Getes.

(2)

Chaghatai

[I] Tughluk Timur
1347 又は 48 (A. H. 730) Khánとなる
+1363

[II] Ilyás Khwāja

+1365

(Kamaruddinの篡奪)
1365~1389

[III] Khizir Khwāja

黑的兒火者

1389 Khánとなる
+1399

[IV] Shama-i-Jahán

沙迷套干
+1407

[V] Muhammad

馬哈穆德

+1415

?

[VI] Nakhsh-i-Jahán Shir Muhammad

納黑失汗罕
+1417

Vais

歪思
+1428 (A. H. 832)

東チヤガタイン國の歴史については、前掲のタリキ・ラン
イムトが最も精細だが、トタルタ・チムールよりヴァイスに在
る迄のものは極めて曖昧で、その王系も非常に混亂している。
上二明實錄及びザンマル・ナーヤによつてそれを訂正した系圖
を示す。

(25) 佐口濤氏註(22)の論文参照。

(26) 本文の以後の道筋の比定については、長春真人の「西遊記」、
劉郁の「西使記」、及び永樂十八年に來貢したShāh Rukhの遣
使の樂行(Māfāta-assadein ou madjina-albahsein. Notices et
Extraits, XIV—I, p. 387~389) Clavijo の樂行(C. R.
Markham: Narrative of the Embassy of Ruy Gonzalez de
Clavijo to the Court of Timour, at Samarcand, A. D. 1403~6)
を参照した。なほ又、前掲のZafar-Nama, Tarikh-i-Rashidi 以
て、來る諸谷及び Breitschneider の Mediaeval Researches &
H. Yule & H. Cordier の Cathay and the way thither の
比定を参照したところが多いが、これ等によつては、一々示さ
ない。なほ附圖によつて地名を参照せられた。

(東洋文庫研究員)